

(コピーしてお使いください)

事故報告書 (日山協山岳共済会・団体傷害保険制度)

山岳共済事務センター 行 (報告日: 年 月 日)

FAX 03-5958-3397 (TEL 03-5958-3396) Eメール sangakukyousai@mbd.ocn.ne.jp

山岳連盟 (協会) * 所属の場合			
山岳団体名 * 所属の場合			
保険ご担当者			
ご連絡先		(住所) (日中つながる電話)	(FAX)
共済加入者氏名			
会員番号		加入タイプ	

(被保険者) おケガをされた方	フリガナ		フリガナ	
	氏名		住所	〒
	生年月日	TSHR 年 月 日 (才)	電話	()
		職業		
他の保険契約	有 無 不明	保険会社	保険種目	証券番号

『それでは事故の内容をお聞かせください。』	事故日	令和 年 月 日	午前 午後 時 分頃
	事故場所	都道府県 市区郡 区町村 (山)	傷害 右 左
	事故状況		
	免許証 (種類) (No.) (有効期限) 年 月 日まで		
	医療機関 ① (病院) (整骨院) ② (病院) (整骨院)		
	電話 () 電話 ()		
	入院 (有) (無) 月 日 ~ 月 日 (日間)		
	入院した場合で手術の有無 (有) (無) 手術名 ()	就業不能期間	年 月 日 ~ 年 月 日
	通院 (有) (無) 月 日 ~ 月 日 (日間)	届出警察署	届出年月日 年 月 日
	(治療中) (治療済) 治療見込時期 年 月 日頃	届出人 ()	受理番号 ()

* 事故状況欄に記入しきれない場合は、別紙にてご報告ください。(報告フォームは問いません)
* 遭難捜索費用 (救援者費用) ・日常生活賠償の場合、事故状況欄に詳細ご記入願います。

共済事務センター受付日	代理店受付日	公務2・営2受付日	損害サービスセンター受付日

A25-101200 承認年月:2025年10月

2026年度

山岳保険のご案内

《団体総合生活補償保険(MS&AD型)》

おすすめポイント

- 1度加入すれば、お出かけのたびにご加入いただく必要はありません。加入もれがなく安心です！
- 令和6年から過去10年間では遭難者は増加傾向にありますが、本制度では登山やハイキング中など会員の皆さまの様々な危険に備えられます。
- 保険料は**30%**の割引適用！
※警察庁生活安全局「令和6年における山岳遭難の概況等」より

割引について
団体割引30%が適用されます。団体割引は、前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

すべてのタイプに
熱中症危険補償特約と
天災危険補償特約が
付いています。

前年度までご用意しておりました以下のタイプは廃止となりました。詳細は、各コースの説明をご確認ください。

「ハイキング・トレランコース」・・・Ⅵタイプ、TR1タイプ、TR2タイプ、TR5タイプ、TR6タイプ
「登山・クライミングコース」・・・1Lタイプ、1Nタイプ、1Oタイプ、Nタイプ、Oタイプ

制度のラインナップ

「登山・クライミングコース」から1つ、「ハイキング・トレランコース」
/「スポーツクライミングコース」から1つまでそれぞれ選択できます。

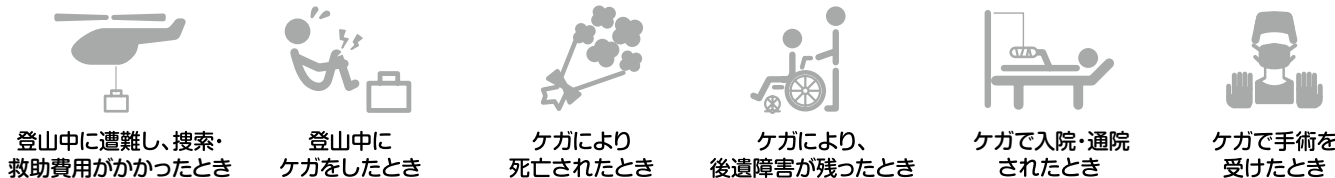
山岳登はんからスポーツクライミングまでさまざまなアウトドアスポーツに対応

登山・クライミングコース

ハイキング・トレランコース

スポーツクライミングコース

山岳共済会の保険は下記すべてをカバーできます。※加入タイプによって補償内容が変わります



(日常生活賠償つきタイプの場合)

日常生活賠償特約は日常生活での賠償事故が対象となります。



自転車で走行中、歩行者にぶつかりケガをさせてしまったときなど

昨年からの1年間*で**入院は249件、通院は658件**お支払いしています！

*2024年7月1日～2025年6月30日の支払実績

- この保険は「日山協山岳共済会」が保険契約者となる団体契約です。
- この保険のお申込人 (=加入者) となれる方は「日山協山岳共済会会員」のみとなります (以下、「会員」とします。)
- 会員は、毎年、会費が必要です。
詳しくは、別途配布されております「山岳共済会のしおり」をご確認ください。

日山協山岳共済会

お問い合わせ

日山協山岳共済会山岳共済事務センター 月～金 10:00～17:00 (土・日・祝日除く)

〒170-0013 東京都豊島区東池袋3-7-11-707

TEL 03-5958-3396 FAX 03-5958-3397

Eメールアドレス sangakukyousai@mbd.ocn.ne.jp

ホームページ https://sangakukyousai.jp

代理店・扱者 瀬田工業有限会社

引受保険会社 三井住友海上火災保険株式会社

TEL 03-3983-8702

公務第二部営業第二課

修正日付

R07.10.29

オペレータ

第一校正

第二校正

募集要項

登山・クライミングコース

ハイキング・トレランコース

スポーツクライミングコース

Q & A

申込票の書き方

参考

お支払いする場合 / お支払いしない場合

注意

募集要項

申込締切日： 口座振替 2026年1月13日**必着** 郵便振込 2026年3月23日

保険期間：2026年4月1日午前0時～2027年4月1日午後4時 1年間
(昨年度より継続される方：2026年4月1日午後4時～2027年4月1日午後4時 1年間)

払込方法：口座振替かお振込みのどちらかお選びいただけます。
継続手続き不要の口座振替をおすすめします。

＜自動継続の取扱いについて＞

前年からご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたタイプでの自動継続加入の取扱いとさせていただきます。今年度より、募集タイプの一部が廃止となります。前年度口座振替でご加入の方で、廃止となるタイプにご加入されていた場合、今年度はタイプを読み替えさせていただきます。以下詳細をご確認いただき、読み替え後のタイプの変更をご希望の方は事務センターへご連絡ください。

登山・ クライミングコース	前年度ご加入タイプ	1L(廃止)	1N(廃止)	1O(廃止)	N(廃止)	O(廃止)
	今年度読み替えタイプ	1S	1C	1D	C	D
ハイキング・ トレランコース	前年度ご加入タイプ	Ⅵ(廃止)	TR1(廃止)	TR2(廃止)	TR5(廃止)	TR6(廃止)
	今年度読み替えタイプ	Ⅱ	I	Ⅲ	V	Ⅲ

お申込手続き方法

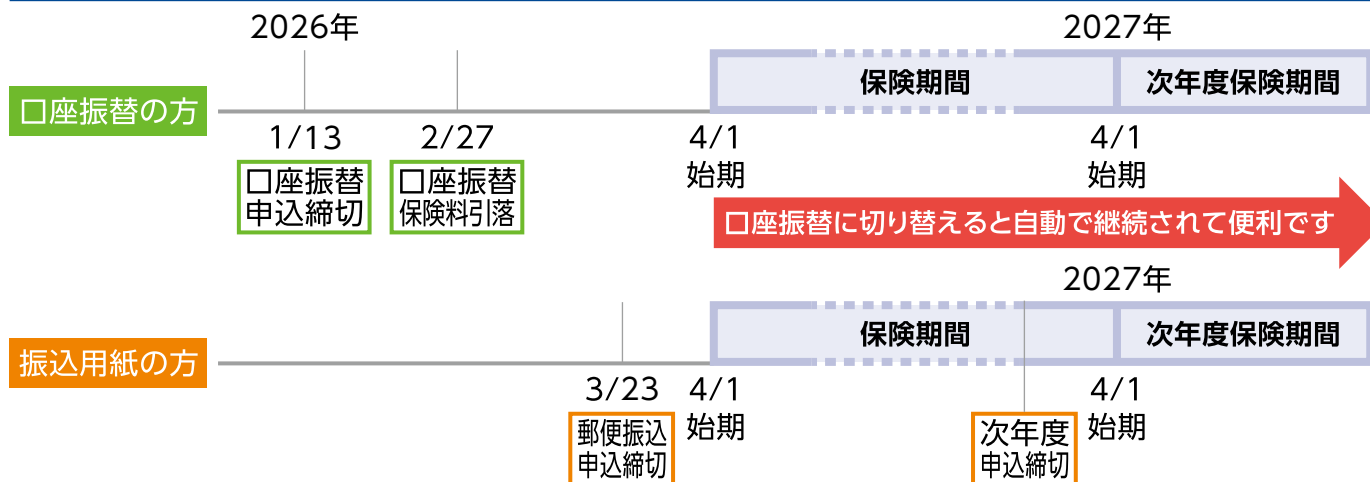
毎年共済会年会費(1,000円)も必要です

下表に沿って、申込締切日までにお手続きをお願いします。

申：山岳保険加入申込票兼預金口座振替依頼書 払：払込取扱票

今年度の 内容	ご希望の払込方法		必要書類	申込 締切日	記入例
新規で ご加入 される方	口座振替		『山岳保険加入申込票』の左上「今年度から口座振替開始する」に○をし、必要事項をご記入・ご署名のうえ提出ください。 申	1/13	10ページ
	振込		払込取扱票に必要事項をご記入・ご署名のうえ、保険料+年会費の合計をお振込みください。 払	3/23	9ページ
継続して ご加入 される方	口座 振替	加入内容に変更なし	変更・脱退のお申し出がない限り、前年ご加入の内容で自動継続されます。	—	10ページ
		住所、氏名、電話番号、 振替口座、加入タイプに変更あり	『山岳保険加入申込票』の左上の変更箇所に○をし、変更後の内容(口座の変更なら口座情報)をご記入・ご署名のうえ提出ください。 申	1/13	
		前年度振込または WEBで中途加入された方で、 今年度より口座振替ご希望の方	『山岳保険加入申込票』の左上「今年度から口座振替開始する」に○をし、必要事項をご記入・ご署名のうえ提出ください。 申	1/13	
	振込	前年度振込、 またはWEBで中途加入された方、 今年度振込ご希望の方	払込取扱票に必要事項をご記入・ご署名のうえ、保険料+年会費の合計をお振込みください。 払	3/23	9ページ
継続 しない方	前年度口座振替の方		『山岳保険加入申込票』の左上「継続しない」に○をし、ご署名のうえ提出ください。 申	1/13	10ページ
	前年度振込された方		お手続きは不要です。	—	—

スケジュール(4月1日始期の場合)



中途加入について

◆ 払込方法について

補償開始日が4/15以降となる方は**払込取扱票で振込**いただきます。(口座振替はできません) 払
振込金額は補償開始月の保険料と年会費の合計金額です。
例) 4/6～4/20までに振込の方は、5/1が補償開始日となりますので、5月分の保険料と年会費の合計金額をお振込みください。

◆ 申込締切日について

補償開始日はご加入希望月の「1日」または「15日」のいずれかから、ご選択いただけます。補償開始日をどちらにするかで申込締切日が異なります。

補償開始日	補償期間	申込締切日
15日	ご加入希望月 15日午前0時～2027年4月1日午後4時まで	ご加入希望月当月の5日
1日	ご加入希望月 1日午前0時～2027年4月1日午後4時まで	ご加入希望月前月の20日

※補償開始日によらず、補償終了日は2027年4月1日午後4時です。
※補償開始日によらず、保険料は同額です。

例：7/1 ご加入を希望される場合 ⇨ 申込締切日 6/20
7/15 ご加入を希望される場合 ⇨ 申込締切日 7/5
いずれの場合も7月ご加入となり、保険料は同額です。

※日山協山岳共済会山岳共済事務センターにご加入のお申し込みをされ、振込をご確認できた方に限り、2027年4月1日午後4時まで保険が有効となります。

会員証(保険加入者証)の発送について

貼り合わせハガキでのご送付となります。

【4月1日始期の方】お振込みの場合 … お振込み順に3月より順次発送いたします。

口座振替の場合 … 3月中に発送いたします。

【中途加入の方】 補償開始日後のご送付となる場合があります。

※団体加入の場合は保険担当者様宛にまとめてご送付いたします。
※会員証(保険加入者証)の有無は保険の効力には影響ありません。加入者証がお手元に届くまでの間も補償開始日から保険の効力は発生します。

引受制限について

本制度は、加入者の皆さまの相互扶助の制度であり、安定的かつ公平性のある運営を目指しています。本パンフレット掲載保険始期の「3年度前から起算した過去2年間」で保険金支払事故が10件以上あった方は、次年度継続加入をお断りさせていただく場合がございますので、予めご了承ください。

登山・クライミングコース

山岳登はん*1もされる方向け

募集要項

クライミングコース
登山・

トレッキングコース
ハイキング・

スポーツクライミングコース

Q & A

申込票の書き方

1人参加

お支払いする場合
お支払いしない場合

1人注意

前年度口座振替でご加入の方は、お申し出がない限り自動継続されます。
その際、前年度に次のタイプにご加入されていた場合は今年度はタイプを読み替えさせていただきます。

前年度ご加入タイプ	1L(廃止) ↓	1N(廃止) ↓	1O(廃止) ↓	N(廃止) ↓	O(廃止) ↓
今年度読み替えタイプ	1S	1C	1D	C	D

登山・ロッククライミングする皆さまに必要な補償がセットされています。

- 登山用具を使用しない登山はもちろん、ピッケル、アイゼン、ロープ(ザイル)等の登山用具を使用する**登山中の傷害事故**も補償^(注1)
- **山岳登はん***1の行程中に遭難された場合の**遭難搜索費用**^(注2)
- 日常生活の賠償事故にも対応(登山中の賠償事故にも対応)
※ただし、業務として登山を行う場合の賠償事故は対象外となります。
- ケガによる**入院・通院・手術**を補償するタイプも選べます

(注1) 死亡・後遺障害・入院・手術については、運動危険等補償特約(区分A)がセットされるため、P15「補償対象外となる運動等」のうち、下表に記載された範囲の運動等を行っている間のケガの場合も、保険金をお支払いします。

区分	対象となる運動等
A	山岳登はん(標高6,000m以上の山への登頂を目的とした山岳登はん、および、標高6,000m以上で山岳登はんをする場合を除きます。)

(注2) 遭難搜索費用(遭難時の費用)については、日本国内の山岳登はんのみが対象*2となります。疾病が原因の遭難の場合でもお支払対象となります。

- *1 死亡・後遺障害・入院・手術における「山岳登はん」はP16「補償対象外となる運動等」の「山岳登はん」、遭難搜索費用における「山岳登はん」とはP15「遭難搜索費用保険金」の「保険金をお支払いする場合(*1)」をご覧ください。
- *2 海外において登山を行われる方は、加入していただく保険が異なります。詳しくは日山協山岳共済会山岳共済事務センターにお問い合わせください。

お支払い実績

- ・単独で入山したが、連絡が取れないため警察署にて搜索開始、発見できないため3日で搜索が打ち切られた。家族が民間搜索機関に搜索を依頼し約2か月後の遺体発見。遭難搜索費用約130万円のお支払いと死亡保険金250万円のお支払い。
- ・自然壁でのクライミング中に確保操作を誤りクライマーを転落させた。賠償事故として約230万円のお支払い。
- ・山岳登はん中に沢に滑落、民間の救助隊に搜索を依頼、日当5万円×5名×4日・その他費用(消耗品費等)で130万円のお支払い。

「遭難」とは、一般的に生死に関わる危険に遭遇し、自力での帰還が不可能になった状態をいいます。
詳細はパンフレットのQ&Aおよび(ご参考)遭難搜索費用保険金の考え方をご覧ください。

- 保険金額および保険料が前年度から一部変更になっております。
- 1Lタイプ、1Nタイプ、1Oタイプ、Nタイプ、Oタイプは廃止となりました。

登山・クライミングコースの加入タイプ

毎年共済会年会費(1,000円)も必要です

すべてのタイプに熱中症危険補償特約と天災危険補償特約が付いています。

必要な補償、ご希望に合わせてお選びいただけます。

登山中の事故に限らず、その他のスポーツ活動中によるケガ、日常生活中におけるケガも補償の対象ですので、**入院補償付きのタイプ**をおすすめします。

保険金額	入院補償付き				入院補償なし			
タイプ名	1S	1C	1D	1E	S	C	D	L
傷害死亡・後遺障害*1	100万円	250万円	500万円	500万円	100万円	250万円	500万円	100万円
遭難搜索費用	100万円	200万円	300万円	500万円	100万円	200万円	300万円	100万円
傷害入院保険金日額	1,000円	1,500円	2,000円	3,000円	—	—	—	—
傷害手術保険金*2	○	○	○	○	—	—	—	—
傷害通院保険金日額	500円	700円	1,000円	1,500円	—	—	—	—
日常生活賠償	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	—
年払保険料	9,100円	15,450円	23,110円	33,610円	5,420円	10,150円	15,760円	4,290円

- ※1 傷害後遺障害等級第1～7級限定補償特約がセットされているため、後遺障害等級第1～14級のうち第1～7級に掲げる保険金支払割合(42%～100%)を適用すべき後遺障害が発生した場合のみ、傷害後遺障害保険金をお支払いします。
(注) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除し、控除後の保険金支払割合が、後遺障害等級第1～7級に掲げる保険金支払割合以上の場合のみ保険金をお支払いします。
- ※2 傷害手術保険金は、入院中に受けた手術の場合は傷害入院保険金日額の10倍、入院中以外の手術の場合は傷害入院保険金日額の5倍をお支払いします。

中途加入の方の保険料 補償開始日が4/1以外の方

補償開始月/タイプ名	1S	1C	1D	1E	S	C	D	L
4月	9,100円	15,450円	23,110円	33,610円	5,420円	10,150円	15,760円	4,290円
5月	8,360円	14,170円	21,210円	30,830円	4,980円	9,310円	14,460円	3,940円
6月	7,590円	12,880円	19,270円	28,020円	4,510円	8,460円	13,140円	3,570円
7月	6,850円	11,600円	17,350円	25,230円	4,080円	7,620円	11,830円	3,230円
8月	6,060円	10,300円	15,400円	22,400円	3,610円	6,770円	10,500円	2,860円
9月	5,320円	9,020円	13,500円	19,620円	3,170円	5,930円	9,200円	2,510円
10月	4,570円	7,750円	11,570円	16,830円	2,720円	5,090円	7,890円	2,150円
11月	3,800円	6,430円	9,640円	14,010円	2,260円	4,220円	6,570円	1,790円
12月	3,040円	5,150円	7,710円	11,210円	1,810円	3,380円	5,260円	1,430円
1月	お問い合わせください							
2月								
3月								

中途加入の詳細はパンフレットの募集要項 中途加入についてをご覧ください。

修正日付
R07.10.29
オペレータ
第一校正
第二校正

募集要項

クライミングコース
登山・

トレッキングコース
ハイキング・

スポーツクライミングコース

Q & A

申込票の書き方

1人参考

お支払いする場合
お支払いしない場合

1人注意

ハイキング・トレランコース

初心者でも可能な登山*
(ハイキング等)をされる方向け

前年度口座振替でご加入の方は、お申し出がない限り自動継続されます。
その際、前年度に次のタイプにご加入されていた場合は今年度はタイプを
読み替えさせていただきます。

前年度ご加入タイプ	Ⅵ(廃止)	TR1(廃止)	TR2(廃止)	TR5(廃止)	TR6(廃止)
	↓	↓	↓	↓	↓
今年度読み替えタイプ	Ⅱ	Ⅰ	Ⅲ	Ⅴ	Ⅲ

- すべてのタイプに傷害事故による**死亡・後遺障害、入院、手術と救援者費用等の補償**をセット
- 日常生活の賠償事故が対象となる日常生活賠償責任補償付きも選べます
(登山中の賠償事故にも対応)
※ただし、業務として登山を行う場合の賠償事故は対象外となります。
- ケガによる**通院**を補償するタイプも選べます(コースによって異なります)
※ピッケルやアイゼン(軽アイゼンは除く)等の登山用具を使用する登山やロッククライミングは本コースではお支払い対象外となります。(登山・クライミングコースへご加入ください)

- 死亡・後遺障害・入通院・手術については運動危険等補償特約(区分E)がセットされるため、P16「補償対象外となる運動等」の「山岳登はん」のうち、下表に記載された範囲の運動等を行っている間のケガの場合も、保険金をお支払いします。

区分	対象となる運動等
E	人工壁におけるクライミング(注) (注)人工壁におけるクライミング 安全確保のためのロープを使用するものに限ります。

- 救援者費用については、P16「補償対象外となる運動等」を行っている間の事故や疾病により発生した費用は補償対象外です。
海外でのハイキング中の疾病(高山病等)による捜索・救助活動に対する費用補償を希望される場合、加入していただく保険が異なります。詳しくは日山協山岳共済会山岳共済事務センターにお問合わせください。
*山岳登はんに該当しない登山とは…「山岳登はん」に該当するかどうかは、その登山が特殊な技術と経験を要するものかどうかにより判断します。たとえば、いわゆる軽アイゼン(夏山登山で雪渓を越えるための簡単なアイゼン)を装着するような場合は、初心者でも可能な普通の登山と判断されます。

お支払い実績

- ・(山岳登はん以外の)登山中にケガをして長期入院し、救援者費用等と入院・通院と合わせて約20万円のお支払い。
- ・(山岳登はん以外の)登山中にケガをした。救援者費用は発生しなかったが、その後に後遺障害認定で100万円のお支払い。

パンフレットのQ&Aもご参照ください。

- 保険金額および保険料が前年度から一部変更になっております。
- Ⅵタイプ、TR1タイプ、TR2タイプ、TR5タイプ、TR6タイプは廃止となりました。

ハイキング・トレランコースの加入タイプ

毎年共済会年会費(1,000円)も必要です

すべてのタイプに熱中症危険補償特約と天災危険補償特約が付いています。

登山中の事故に限らず、その他のスポーツ活動中によるおケガ、日常生活中におけるおケガも補償対象ですので、**通院補償付きのタイプ**をおすすめします。

保険金額	通院補償付き			通院補償なし	
タイプ名	Ⅱ	Ⅲ	Ⅶ	Ⅰ	Ⅴ
傷害死亡・後遺障害*1	400万円	200万円	400万円	200万円	200万円
救援者費用等	500万円	500万円	1000万円	500万円	500万円
傷害入院保険金日額	3,000円	2,000円	4,000円	1,500円	1,500円
傷害手術保険金*2	○	○	○	○	○
傷害通院保険金日額	1,500円	1,000円	2,000円	—	—
日常生活賠償	1億円	1億円	1億円	1億円	—
年払保険料	9,420円	6,410円	11,690円	3,460円	2,330円

- ※1 傷害後遺障害等級第1～7級限定補償特約がセットされているため、後遺障害等級第1～14級のうち第1～7級に掲げる保険金支払割合(42%～100%)を適用すべき後遺障害が発生した場合のみ、傷害後遺障害保険金をお支払いします。

(注) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除し、控除後の保険金支払割合が、後遺障害等級第1～7級に掲げる保険金支払割合以上の場合のみ保険金をお支払いします。

- ※2 傷害手術保険金は、入院中に受けた手術の場合は傷害入院保険金日額の10倍、入院中以外の手術の場合は傷害入院保険金日額の5倍をお支払いします。

中途加入の方の保険料 補償開始日が4/1以外の方

補償開始月/タイプ名	Ⅱ	Ⅲ	Ⅶ	Ⅰ	Ⅴ
4月	9,420円	6,410円	11,690円	3,460円	2,330円
5月	8,650円	5,900円	10,720円	3,180円	2,140円
6月	7,850円	5,340円	9,740円	2,890円	1,950円
7月	7,080円	4,820円	8,780円	2,610円	1,760円
8月	6,270円	4,270円	7,790円	2,300円	1,550円
9月	5,500円	3,750円	6,830円	2,020円	1,360円
10月	4,730円	3,220円	5,850円	1,750円	1,180円
11月	3,940円	2,680円	4,870円	1,450円	980円
12月	3,150円	2,140円	3,900円	1,160円	780円
1月	お問い合わせください				
2月					
3月					

中途加入の詳細はパンフレットの募集要項 中途加入についてをご覧ください。

スポーツクライミングコース

募集要項

登山・
クライミングコース

ハイキング・
トレランコース

スポーツクライミング
コース

Q & A

申込票の書き方

参考

お支払いする場合
お支払いしない場合

注意

スポーツクライミングコースは、ハイキング・トレランコースの保険金額をスポーツクライミング愛好の方向けに変更したものです。補償についてのご説明はP5をご覧ください。

スポーツクライミングコースの加入タイプ

毎年共済会年会費（1,000円）も必要です

すべてのタイプに熱中症危険補償特約と天災危険補償特約が付いています。

保険金額 おすすめ			
タイプ名	CL1	CL 2	CL3
傷害死亡・後遺障害※1	200万円	200万円	200万円
救援者費用等	300万円	300万円	300万円
傷害入院保険金日額	2,000円	3,000円	2,000円
傷害手術保険金※2	○	○	○
傷害通院保険金日額	1,000円	2,000円	1,000円
日常生活賠償	1億円	1億円	—
年払保険料	6,290円	9,580円	5,160円

※1 傷害後遺障害等級第1～7級限定補償特約がセットされているため、後遺障害等級第1～14級のうち第1～7級に掲げる保険金支払割合（42%～100%）を適用すべき後遺障害が発生した場合のみ、傷害後遺障害保険金をお支払いします。

（注）同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除し、控除後の保険金支払割合が、後遺障害等級第1～7級に掲げる保険金支払割合以上の場合のみ保険金をお支払いします。

※2 傷害手術保険金は、入院中に受けた手術の場合は傷害入院保険金日額の10倍、入院中以外の手術の場合は傷害入院保険金日額の5倍をお支払いします。

中途加入の方の保険料 補償開始日が4/1以外の方

スポーツクライミングコース				
補償開始月/タイプ名	おすすめ	CL1	CL2	CL3
4月		6,290円	修正あり 最終ページの正誤表をご覧ください	5,160円
5月		5,790円		4,750円
6月		5,240円		4,300円
7月		4,730円		3,880円
8月		4,190円		3,440円
9月		3,680円		3,020円
10月		3,160円		2,590円
11月		2,630円		2,160円
12月		2,100円		1,720円
1月	お問い合わせください			
2月				
3月				

中途加入の詳細はパンフレットの募集要項 中途加入についてをご覧ください。

Q&A

Q1. 登山・クライミングコースとハイキング・トレランコース、スポーツクライミングコースとの違いはなんですか？（傷害保険金）

A1. 登山・クライミングコースは、ピッケル、アイゼン、ロープ（ザイル）等の登山用具を使用する登山やロッククライミング中の事故も対象としています。ハイキング・トレランコース、スポーツクライミングコースはこれらの登山用具を使用しない登山、人工壁におけるクライミング中の事故を対象としています。各コースにおける対象となる事故の範囲の詳細はパンフレットの登山・クライミングコース、ハイキング・トレランコース、スポーツクライミングコースをご覧ください。

Q2. 病気（既往症）が原因で緊急に遭難・遭難活動が必要になった場合、遭難搜索費用と救援者費用等は支払ってもらえますか？

A2. 下記のとおりです。

コース	お支払い対象かどうか
登山・クライミングコースの遭難搜索費用	既往症に関係なく、疾病が原因で登山の続行が不可能となり、遭難といえる状態に該当するときは遭難搜索費用保険金がお支払い対象となります。
ハイキング・トレランコースの救援者費用等	疾病が原因で事故が発生したときは、救援者費用等は対象外となります。

Q3. 海外での登山を予定しています。補償の対象になりますか？

A3. 海外登山向けの保険を別途ご案内させて頂いております。事務センターまでお問い合わせください。

Q4. 熱中症により死亡や後遺障害、入通院をした場合は補償の対象となりますか？

A4. 熱中症危険補償特約がついておりますので、傷害死亡・後遺障害保険金、傷害手術保険金、傷害通院保険金がお支払いの対象となります。（※加入タイプによって補償内容が異なります）

Q5. 雪山には行きませんが夏山の雪渓を越える際に軽アイゼンを使用します。ハイキング・トレランコースでは補償の対象となりますか？

A5. 夏山の軽アイゼンの使用はハイキング・トレランコースで対応が可能です。

Q6. 熱中症危険補償特約では熱中症で救助を受けた場合に救助費用は補償対象となりますか？

A6. 熱中症危険補償特約では傷害保険金は補償の対象となりますが、ハイキング・トレランコースの救援者費用は対象外となります。登山・クライミングコースの遭難搜索費用では疾病原因による救助費用も補償の対象となります。

Q7. 天災危険補償特約では噴火による事故によりケガをし救助を受けた場合に救助費用は補償の対象となりますか？

A7. 天災危険補償特約では傷害保険金は補償の対象となりますが、ハイキング・トレランコースの救援者費用は対象外となります。登山・クライミングコースの遭難搜索費用では噴火による救助費用も補償の対象となります。

Q8. 登山には関係ありませんが家で転んで骨折し入院してしまいました。そのような場合でも補償の対象となりますか？

A8. はい。入院補償付きの加入タイプであればそのような場合でもお支払いの対象となります。

修正日付

R07.10.29

オペレータ

募集要項

登山・
クライミングコース

ハイキング・
トレランコース

スポーツクライミング
コース

Q & A

申込票の書き方

参考

お支払いする場合
お支払いしない場合

注意

①個人のお振込みにてお申込の場合

(※払込取扱票は、ご夫婦、ご家族の場合でも必ず 1 名につき 1 枚のご利用となります。)
必ず楷書でご記入ください。

[illegible]

(注) (2連式の払込取扱票をご使用ください。)
個人でのお申込は振込のみで完了です。

補償開始月保険料＋年会費1,000円
(高校生または18歳未満の方は500円)
の合計を記載する

○会員証は、振込をしていただいた翌月中に加入者証を各々加入者に送付させていただきます。
ただし、団体加入の場合は、保険担当者宛まとめてご送付します。

○会員証の有無は保険の効力には影響ありません。

山岳保険加入申込票の書き方

②左記以外にてお申込の場合

- 本票は個人加入で、お振込みで加入される場合は提出不要です
 - 本票の提出が必要な方は以下の方です
 - ・今年度より口座引落をご希望の方
 - ・前年度口座振替で加入内容に変更のある方（住所・振替口座等）
 - ・前年度口座振替で今年度継続されない方
 - ・山岳会等を通じて団体でお申込みの方
- （団体加入の場合でもお振込みで申込の場合は、預金口座振替依頼書

口座振替は4月1日
始期のみ可能です

【記入のしかた】

- ① 手続き方法のいずれかに○をしてください。
- ② 記入した日をご記入ください。
- ③ 保険期間・電話番号・住所・加入者氏名・生年月日・年令・性別・職業名・職種名をご記入ください。
年令は2026年4月1日時点の満年令をご記入ください。
- ④ 加入者氏名をカタカナでご記入いただき、加入内容をご確認のうえ**申込人ご自身**が必ず**ご署名**ください。
- ⑤ 加入タイプをご記入ください。
- ⑥ パンフレットをご確認のうえ、保険料をご記入ください。
- ⑦ 山岳団体で加入される方で印字がない場合は、所属の加入団体コードをご記入ください。コードが不明の場合は、所属団体の保険担当者さまにご確認ください。
- ⑧ 口座名義人をご記入ください。
- ⑨ いずれかの欄にご記入ください。
- ⑩ **お届印**金融機関届出印を必ずご確認のうえ押印ください。(2枚目にも押印ください。)異なる印鑑を押印頂いた場合は、口座振替ができません。

[illegible]

○＜自動継続の取扱いについて＞

前年からご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたタイプでの自動継続加入の取扱いとさせていただきます。

「山岳保険加入申込票」に必要事項をご記入のうえ、金融機関の口座届出印を押印し、返信用封筒にて山岳共済事務センターまでご返送ください。*団体(山岳会等での)申込の場合は「振替払込受付証明書(お客さま用)」添付・送付状に払込受付証明書を添付した後郵送してください。

引き落としの請求は1回のみとなりますので、残高のご確認をお願いします。ご指定できる金融機関は以下の通りです。

- ◆全ての都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、労働金庫、ゆうちょ銀行、JA（一部を除く）、信託銀行（三菱UFJ、みずほ、三井住友）
◆その他 商工中金、ジャパンネット、セブン、楽天、住信SBIネット、イオン、新生、シティバンク
◆信用組合等の預金口座からの自動振替をご希望の場合は、山岳共済事務センターまでご照会ください。

残高不足等で振替ができなかった場合には、お払込みのご案内をお送りしますので、申込締切日までにゆうちょ専用払込取扱票でお振込みください。

(ご参考)

遭難搜索費用保険金の考え方

遭難搜索費用保険金の考え方について（「登山・クライミングコース」）

遭難搜索対象者が日本国内での山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具の使用有無を問わず、登山用具を使用しない軽登山も含みます。）中に遭難したことにより、その搜索・救助・移送のための搜索に要した必要または有益な費用のうち、搜索者（警察官、自治体等）からの請求に基づき、被保険者（遭難搜索対象者が死亡した場合は法定相続人のうち、その費用を負担した方、法定相続人がいない場合は、その方に代って搜索費用を負担した方）が支払った搜索費用を遭難搜索費用保険金額を限度としてお支払いします。

① 「遭難の発生」とは

「遭難」とは、一般的に「生死に関わる危険に遭遇し、自力での帰還が不可能になった状態」をいいます。なお、「遭難」が明らかでない場合は、下山予定期日の翌日午前0時以降48時間を経過しても下山せず、保険契約者または遭難搜索対象者の親族が被保険者の搜索を次のいずれかに対し依頼したことをもって、「遭難」が発生したとみなします。

- (1) 警察、消防団その他の公的機関 (2) 遭難搜索対象者の所属する山岳会またはその他の山岳会
(3) 有料遭難救助隊

（例）山岳登山中に、肺炎などご病気が原因で遭難・死亡した場合は、傷害死亡保険金はお支払いできませんが、その搜索救助活動に要した必要または有益な費用は、遭難搜索費用保険金として、お支払いします。

〈注意〉

本保険制度における遭難とは、山岳登山中のあらゆる事故を意味するのではなく、転滑落、吹雪、風雨・なだれ、落石、道迷い等、山岳登山に特有の事故に遭うことによっていわゆる遭難という状態になったことを意味するものです。従って、山岳登山の行程中の事故でも、転倒による捻挫等のケガ、腹痛等と同程度のものはこの特約で定める遭難とはみなしません。病気、ケガ等により、登山続行不能となった場合は、遭難搜索対象者の自力または同行したグループのみの力によって下山し得るならば遭難とは考えませんが、事故の結果下山が遅れ、救助活動を必要としたような場合には、事故の状況、形態、場所、時間的経過等を踏まえ、社会通念上の観点から遭難と判断されるものは対象とします。

② 「搜索者」の範囲

「搜索者」とは「遭難搜索対象者の搜索活動に従事した者」と規定されています。具体的には、遭難搜索対象者の搜索、救助、移送等の搜索活動に従事した者をいい、必ずしも遭難搜索対象者、保険契約者または遭難搜索対象者の親族から搜索活動を直接依頼された者のみに限定されません。

③ 「搜索費用」の範囲

P 1 5 遭難搜索費用保険金「保険金のお支払額」に規定されているとおり、搜索者に対し、搜索に要した必要または有益な費用のうち、搜索者からの請求に基づき被保険者が負担した費用をいいます。お支払いする費用の例示は下記の通りです。

【被保険者が負担した費用の例示】

- 搜索者の日当、報酬、手当、食費、宿泊費、交通費
- 遭難搜索対象者の搜索活動の過程において応急手当のために要した医療費
- 遭難搜索対象者の搜索活動のために必要とした通信費、器材費、消耗品費
- 遭難搜索対象者の搜索活動のために必要とした移送費（ヘリコプター使用料等）

(ご参考)

救援者費用等保険金の考え方

救援者費用等保険金の考え方について（「ハイキング・トレランコース」／「スポーツクライミングコース」）

救援対象者が次の1～3のいずれかに該当したことにより費用が発生した場合に、保険契約者、救援対象者または救援対象者の親族が負担したA～Eの費用を救援者費用等保険金額を限度にお支払いします。

【お支払いする事由】

1. 搭乗する航空機または船舶の行方不明または遭難
2. 急激かつ偶然な外来の事故により生死が確認できない場合、または緊急な搜索・救助活動を要することが警察等の公的機関により確認された場合
3. 保険期間中に被ったケガがもとで180日以内に死亡または続けて14日以上入院した場合

【お支払いする費用】

- A. 遭難した救援対象者の搜索・救助・移送する活動に要した費用（搜索救助費用）
- B. 救援者の現地への1往復分の交通費（救援者2名分まで）
- C. 救援者の現地および現地までの行程での宿泊料（救援者2名分かつ1名につき14日分まで）
- D. 救援対象者を現地から移送する費用
- E. 諸雑費（20万円限度。ただし、日本国内では3万円限度。）

（注）保険期間を通じ、救援者費用等保険金額が限度となります。また、上記B、Cにつきましては、【お支払いする事由】2. に対しては、救援対象者の生死が判明した後または救援対象者の緊急な搜索もしくは救助・移送活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用は除きます。

【各項目の定義】

① 「救援対象者」とは

普通保険約款における被保険者をいいます。

② 「救援者」とは

救援対象者の搜索、救助、移送、看護または事故処理を行うために現地へ赴く救援対象者の親族（これらの方の代理人を含みます。）をいいます。

③ 「搜索救助費用」の範囲

搜索救助費用は遭難した救援対象者を搜索する活動に要した費用のうち、これらの活動に従事した方からの請求に基づいて支払った費用をいい、社会通念上妥当な部分について保険金をお支払いします。

保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額・お支払いしない主な場合

※印を付した用語については、別記の「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
登山・クライミングコース・ハイキングコース・スポーツクライミングコース	傷害死亡保険金 ★傷害補償 (MS&AD型) 特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	●傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 (注1) 傷害死亡保険金受取人（定めなかった場合は被保険者の法定相続人）にお支払いします。 (注2) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。
	傷害後遺障害保険金 ★傷害補償 (MS&AD型) 特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が発生した場合	●傷害死亡・後遺障害保険金額× 約款所定の保険金支払割合（42%～100%） (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害*の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3) 傷害後遺障害等級第1～7級限定補償特約がセットされているため、被保険者に後遺障害等級の第7級に掲げる保険金支払割合（42%）以上の割合で、保険金が支払われるべき後遺障害が発生した場合のみ、傷害後遺障害保険金をお支払いします。同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除し、控除後の保険金支払割合が、後遺障害等級第7級に掲げる保険金支払割合（42%）以上の場合のみ傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注4) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
	傷害入院保険金 ★傷害補償 (MS&AD型) 特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、入院*された場合（以下、この状態を「傷害入院」といいます。）	●傷害入院保険金日額×[傷害入院の日数] (注1) 傷害入院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間*（180日）が満了した日の翌日以降の傷害入院の日数 ・1事故に基づく傷害入院について、傷害入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*（180日）に到達した日の翌日以降の傷害入院の日数 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。
スポーツクライミングコース	傷害手術保険金 ★傷害補償 (MS&AD型) 特約	保険期間中の事故によるケガ*の治療*のため、傷害入院保険金の支払対象期間*（180日）中に手術*を受けられた場合	1回の手術*について、次の額をお支払いします。 ① 入院*中に受けた手術の場合 [傷害入院保険金日額]×10 ② ①以外の手術の場合 [傷害入院保険金日額]×5 (注) 次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ① 同一の日に複数回の手術を受けた場合 傷害手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ② 1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③ 医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ④ 医科診療報酬点数表において、一連の治療*過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して傷害手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。
			●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等*の無資格運転、飲酒運転*または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気*または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ（テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなくとも、頸（けい）部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●入浴中の溺水*（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。） ●原因がいかなくとも、誤嚥（えん）*によって発生した肺炎 ●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ（運動危険等補償特約がセットされているため、コースのタイプに応じた特約に記載の運動等を行っている間のケガは、補償対象となります。詳細は別記をご覧ください。） ●別記の「補償対象外となる職業」に従事中的ケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ など (注) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
登山・クライミングコース・ハイキング・トレランコース・スポーツクライミングコース 共通	傷害通院保険金 ★傷害補償 (MS&AD型) 特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、通院*された場合（以下、この状態を「傷害通院」といいます。） (注) 傷害通院の日数には、通院されない場合で、所定の部位*を固定するためにギブス等*を常時装着したときには、その装着日数を含みます。ただし、医師*の指示による固定(*)であること、かつ、診断書、診療報酬明細書等から所定の部位をギブス等の装着により固定していることが確認できる場合に限り、ます。 (*) 診断書または医師の意見書に固定に関する記載がある場合に限り、ます。	[傷害通院保険金日額]×[傷害通院の日数] (注1) 傷害通院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間*（180日）が満了した日の翌日以降の傷害通院の日数 ・1事故に基づく傷害通院について、傷害通院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*（90日）に到達した日の翌日以降の傷害通院の日数 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 (注3) 傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。

セッとする特約	特約の説明
傷害後遺障害等級第1～7級限定補償特約（全てのタイプ）	後遺障害等級第1～14級のうち第1～7級に掲げる保険金支払割合（42%～100%）を適用すべき後遺障害*が発生した場合のみ、傷害後遺障害保険金をお支払いします。
天災危険補償特約（全てのタイプ）	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ*のときも、傷害保険金をお支払いします。
熱中症危険補償特約（全てのタイプ）	保険期間中の急激かつ外来による日射または熱射により被った身体の障害についても、傷害保険金をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
日常生活賠償保険金 ★日常生活賠償特約	①保険期間中の次のア.またはイ.の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負った場合 ②日本国内において保険期間中の次のア.またはイ.の偶然な事故により、誤って線路へ立入ってしまったこと等が原因で電車等* ^(※1) を運行不能* ^(※2) にさせ、法律上の損害賠償責任を負った場合 ア. 本人の居住の用に供される住宅* ^(※3) の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 イ. 被保険者の日常生活に起因する偶然な事故 (注) 被保険者の範囲は、本人、配偶者*、同居の親族および別居の未婚*の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限り、ます。）を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。 (※1) 電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。 (※2) 正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいいます。 (※3) 敷地内の動産および不動産を含みます。	[被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額]×[判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金]-[被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額]-[免責金額*（0円）] (注1) 1回の事故につき、日常生活賠償保険金額が限度となります。 (注2) 損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3) 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 (注4) 日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受けします。ただし、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担されない場合、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。 (注5) 補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ●被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任） ●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族*に対する損害賠償責任 ●被保険者の使用人が業務遂行中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任（ただし、被保険者が家事使用人として使用する者に対する損害賠償責任の場合は、保険金をお支払いします。） ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ●自動車等*の車両、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任（ただし、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートの所有、使用、または管理に起因する損害賠償責任の場合は、保険金をお支払いします。） ●戦争、その他の変乱*、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 など

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
登山・クライミングコース	遭難捜索費用保険金 ★遭難捜索費用補償（免責事由変更型）特約	遭難捜索費用の額 捜索者*に対し、捜索*に要した必要または有益な費用のうち、捜索者からの請求に基づき被保険者が負担された費用をお支払いします。 （注1） 保険金のお支払額は、保険期間を通じて、遭難捜索費用保険金額が限度となります。 （注2） 補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者、遭難捜索対象者*または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為により発生した費用 ●自動車等*の無資格運転、飲酒運転*または麻薬等を使用しての運転中の事故により発生した費用 ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガ*または病気*の治療*以外の遭難捜索対象者に対する外科的手術その他の医療処置により発生した費用 ●戦争、その他の変乱*、暴動により発生した費用（テロ行為により発生した費用は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●核燃料物質等の放射性・爆発性等により発生した費用 など
ハイキング・トレランコース・スポーツクライミングコース 共通	救援者費用等保険金 ★救援者費用等補償特約	救援者費用等の額 ＜救援者費用等＞ 被保険者が負担された次のア～オの費用のうち社会通念上妥当な金額をいいます。 ア. 遭難した救援対象者*の捜索、救助または移送する活動に要した費用 イ. 救援者*の現地（*1）までの1往復分の交通費（救援者2名分まで）（*2） ウ. 救援者の現地（*1）および現地（*1）までの行程での宿泊料（救援者2名分かつ1名につき14日分まで）（*2） エ. 死亡されたまたは治療*を継続中の救援対象者を現地（*1）から移送する費用 オ. 諸雑費（救援者の渡航手続費および救援対象者または救援者が現地（*1）において支出した交通費・通信費等をいいます。）。ただし、日本国外で左記「保険金をお支払いする場合」に該当した場合は20万円が限度となり、日本国内で左記「保険金をお支払いする場合」に該当した場合は3万円が限度となります。 （注1） 保険金のお支払額は、保険期間を通じて、救援者費用等保険金額が限度となります。 （注2） 補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。 （*1）事故発生地または救援対象者の収容地をいいます。 （*2）上記イ、ウについては、左記「保険金をお支払いする場合」の②の場合において救援対象者の生死が判明した後または救援対象者の緊急な捜索・救助・移送もしくは救助活動が終了した後には現地に赴く救援者にかかる費用は含みません。	●保険契約者、被保険者、救援対象者*または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失により発生した費用 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為により発生した費用 ●自動車等*の無資格運転、飲酒運転*または麻薬等を使用しての運転中の事故により発生した費用 ●脳疾患、病気*または心身喪失により発生した費用 ●妊娠、出産、早産または流産により発生した費用 ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガ*の治療*以外の外科的手術その他の医療処置により発生した費用 ●戦争、その他の変乱*、暴動により発生した費用（テロ行為により発生した費用は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波により発生した費用 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等により発生した費用 ●原因がいかなくとも、顎（けい）部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●入浴中の溺水*（ただし、急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。） ●原因がいかなくとも、誤嚥（えん）*によって発生した肺炎 ●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間の事故により発生した費用 など

＜※印の用語のご説明＞ 五十音順

●「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

●「医師」とは、被保険者以外の医師をいいます。

特約名称	特約固有の「医師」の範囲
救援者費用等補償特約	救援対象者 [*] 以外の医師

●「飲酒運転」とは、道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等^{*}を運転することをいいます。

●「オンライン診療」とは、医師と患者の間において、情報通信機器を通して患者の診察および診断を行い、診断結果の伝達、処方等の診療行為をリアルタイムにより行うことをいいます。ただし、リアルタイムの視覚および聴覚の情報を含む情報通信手段による場合に限りです。なお、電話診療は含みません。

●「ギブス等」とは、ギブス（キャスト）、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、副子（シーネ、スプリント）固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース（下腿骨折折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限りです。）、線副子等（上下顎を一体的に固定した場合に限りです。）およびハローベストをいいます。

●「救援者」とは、救援対象者^{*}の捜索、救助、移送、看護または事故処理を行うために現地に赴く救援対象者の親族^{*}（これらの方の代理人を含みます。）をいいます。

●「救援対象者」とは、普通保険約款における被保険者をいいます。

●「競技等」とは、競技、競争、興行^(※)または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。
(※) いずれもそのための練習を含みます。

●「顎（けい）部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。

●「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。

「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。

「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。

「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。

「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状^(※)を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。

- ①細菌性食中毒 ②ウイルス性食中毒

(※) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。

●「後遺障害」とは、治療^{*}の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの^{*}を除きます。

●「誤嚥（えん）」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることを行います。

●「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

●「支払限度日数」とは、支払対象期間^{*}内において、支払いの限度となる日数をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数とします。

適用される保険金の名称
・傷害入院保険金・傷害通院保険金

●「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。

- ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為^(※1)。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。また疾病手術保険金補償については鼻焼灼術（鼻粘膜下中甲粘膜炎）を除きます。
- ② 先進医療^{*}に該当する診療行為^(※2)

(※1) ①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。

(※2) ②の診療行為は、治療^{*}を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。

●「乗用具」とは、自動車等^{*}、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。

●「所定の部位」とは、次のいずれかの部位（指、顔面等は含まれません。）をいいます。

- ・長管骨（上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。）または脊柱
- ・長管骨に接続する3大関節部分（肩関節、肘関節、手関節、股関節、膝関節および足関節をいいます。）、
- ・肋骨または胸骨（鎖骨、肩甲骨は含まれません。）。ただし、体幹部を固定した場合に限りです。
- ・顎骨または顎関節。ただし、線副子等で上下顎を一体的に固定した場合に限りです。

●「親族」とは、6親等内の血族、配偶者^{*}および3親等内の姻族をいいます。

●「先進医療」とは、手術^{*}を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの（先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限りです。）をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。

●「捜索」とは、遭難捜索対象者を捜索、救助または移送することをいいます。

●「捜索者」とは、遭難捜索対象者の捜索活動に従事した者をいいます。

●「遭難捜索対象者」とは、加入者証等記載の被保険者をいいます。

●「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。

●「治療」とは、医師^{*}が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

●「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診、訪問診療もしくはオンライン診療により、治療^{*}を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領、医療相談等のためのものまたは医師等による受診勧奨は含みません。

●「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。

●「入院」とは、自宅等での治療^{*}が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師^{*}の管理下において治療に専念することをいいます。

●「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。

●「病気」とは、被保険者が被ったケガ^{*}以外の身体の障害をいいます。なお、被保険者が病気によって被ったケガについては、病気として取り扱います。

●「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

●「免責金額」とは、支払保険金の計算にあたって損害または費用の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。

補償対象外となる運動等					
山岳登はん（※1）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（※2）操縦（※3）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（※4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗					
その他これらに類する危険な運動					
（※1）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。）、をいいます。					
（※2）グライダーおよび飛行船は含みません。					
（※3）職務として操縦する場合は含みません。					
（※4）モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。					
補償対象外となる職業					
オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手（競輪選手）、モーターボート（水上オートバイを含みます。）競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士					
その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業					
【特約の説明】					
セットする特約	特約の説明				
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約（自動セット）	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱※、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。				
運動危険等補償特約（全てのタイプ）	上記の「補償対象外となる運動等」のうち、特約に記載された範囲の運動等を行っている間のケガ※の場合も、傷害保険金をお支払いします。補償対象となる運動等は以下のとおりです。 <table><tr><td>登山・クライミングコースの場合：[区分A]</td></tr><tr><td>山岳登はん（標高6,000m以上の山への登頂を目的とした山岳登はん、および、標高6,000m以上で山岳登はんをする場合を除きます。）</td></tr><tr><td>ハイキング・トレランコース、スポーツクライミングコースの場合：[区分B]</td></tr><tr><td>人工壁におけるクライミング（注） （注）人工壁におけるクライミングは安全確保のためのロープを使用するものに限ります。</td></tr></table>	登山・クライミングコースの場合：[区分A]	山岳登はん（標高6,000m以上の山への登頂を目的とした山岳登はん、および、標高6,000m以上で山岳登はんをする場合を除きます。）	ハイキング・トレランコース、スポーツクライミングコースの場合：[区分B]	人工壁におけるクライミング（注） （注）人工壁におけるクライミングは安全確保のためのロープを使用するものに限ります。
登山・クライミングコースの場合：[区分A]					
山岳登はん（標高6,000m以上の山への登頂を目的とした山岳登はん、および、標高6,000m以上で山岳登はんをする場合を除きます。）					
ハイキング・トレランコース、スポーツクライミングコースの場合：[区分B]					
人工壁におけるクライミング（注） （注）人工壁におけるクライミングは安全確保のためのロープを使用するものに限ります。					

正誤表

2026年4月1日以降始期契約用の2026年度「山岳保険のご案内」のパンフレットの一部に誤りがありました。お詫び申し上げますとともに、以下のとおり訂正させていただきます。

P 7 中途加入の方の保険料 補償開始が4/1以外の方

(誤)

補償開始月/タイプ名	CL2
4 月	9,580 円
5 月	5,790 円
6 月	5,240 円
7 月	4,730 円
8 月	4,190 円
9 月	3,680 円
10 月	3,160 円
11 月	2,630 円
12 月	2,100 円

(正)

補償開始月/タイプ名	CL2
4 月	9,580 円
5 月	8,810 円
6 月	7,980 円
7 月	7,210 円
8 月	6,380 円
9 月	5,610 円
10 月	4,800 円
11 月	4,010 円
12 月	3,200 円

⇒

以上

ご不明な点がございましたら、代理店・扱者もしくは引受保険会社までお問い合わせください。

<代理店・扱者> 瀬田工業有限会社

電話番号 03-3983-8702

<引受保険会社> 三井住友海上火災保険株式会社 公務第二部営業第二課

電話番号 03-6877-5216